

学校法人英数学館E I S Uみらい塾防災対応マニュアル

令和6年6月1日改正

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、学校法人英数学館E I S Uみらい塾における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画は、学校法人英数学館E I S Uみらい塾に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

3 予防管理組織

日々の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、次のとおり管理責任者、防火管理者のもとに、火元責任者を定める。

管理責任者	(所長) 山中 一郎
防火管理者	長尾 恵
A棟の非常警報設備管理係	平 恵津子

火元責任者	
指導訓練室	仙石 祐子
事務室	平 恵津子
トイレ	仙石 祐子
相談室・休養室	川口 碧斗 野口 利三

4 建物等の自主検査

- (1) 火元責任者は、定期的に自主検査を実施するものとする。
- (2) 防火管理者は、不備、欠陥があるものについては、管理責任者(所長)に報告し改修を図らなければならない。

5 職員等の遵守事項

全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 利用者等の手の届く所にマッチ、ライターを置かない。
- イ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

- ウ 台所内は常に整理整頓し、換気扇等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を確認する。

(2) 防火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（玩具、いす等）を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者又は防火担当者に報告する。

6 消防用設備等の定期点検

- (1) 消防用設備等の機能を維持管理するための定期点検を実施する。
- (2) 防火管理者は、消防用設備等の不備、欠陥があるものについては、管理責任者（所長）に報告し、改修を図らなければならない。

消防用設備等	機器点検日（年2回）
消火器 誘導灯 避難器具 自動火災報知設備	避難訓練実施日及び消防設備点検日

7 自衛消防活動

- (1) 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。
- (2) 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

自衛消防隊長	(防火管理者) 平 恵津子	全体の状況把握し自衛消防の指揮統制を行う。
通報係	川口碧斗	119番で消防機関へ通報する。関係者への連絡を行う。
初期消火係	仙石 祐子	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導係	仙石 祐子 川口 碧斗 野口 利三	出火時における避難者の誘導を行う。逃げ遅れた者の確認を行う。避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。負傷者等の搬送を行う。

8 震災対策

震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する

(2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、それぞれが身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 地震発生後の自衛消防活動 地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

- ア 情報収集・伝達 通報連絡班は、次のことを行う。
 - (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は利用者等に知らせる。
- イ 警戒巡視 消火班は、次のことを行う。
 - (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
 - (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
 - (ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。
- ウ 避難誘導 避難誘導班は、利用者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。
 - (ア) 利用者等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
 - (イ) 利用者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う
 - (ウ) 利用者等を広域避難所（福山市立東小学校）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。
 - (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

9 東南海地震対策

- (1) 東南海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。
- (2) 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。

- (3) 職員及び利用者に対し、東南海地震注意情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。
- (4) 東南海地震注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、職員の時差退社を行う。

10 警戒宣言発令時の対応策

- (1) 大規模地震対策特別措置法に基づく東南海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。
 - ア 療育活動を打ち切る。
 - イ 利用者は帰宅を促す。
 - ウ 警戒宣言発令中は休業する。
- (2) 自衛消防隊は、次の活動を行う。
 - ア 情報収集・伝達 通報連絡班は、次のことを行う。
 - (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - (イ) 職員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。
 - イ 応急対策 消火班は、次のことを行う。
 - (ア) 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。
 - (イ) 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
 - (ウ) 照明器具、ロッカー、書類棚、OA 機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。 エ 非常持出品の準備を行う。
 - ウ 安全誘導 避難誘導班は、次のことを行う。
 - (ア) 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。
 - (イ) 避難誘導班は、利用者が混乱しないで退所できるように誘導する。
- (3) 授業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条 2 項第 2 号に定める応急対策を行う。
- (4) 職員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

11 教育訓練

- (1) 防火管理者は、随時又は職員、パート、アルバイト等の採用時に必要な防災教育を行う。

防災教育の種別	対象者	実施時期
防災にかかる研修	新規採用者	4月または採用時
	全職員	5月
防災訓練	新規採用者	4月または採用時
	全職員	5月

- (2) 防火・防災教育の内容 防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について

- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

(3) 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期
水害避難訓練	6月
火災避難訓練	10月
地震・津波避難訓練	1月
消火訓練	1月（高校と合同）
通報訓練	1月（高校と合同）

(4) 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練は消防訓練及び避難訓練実施計画書により、また、その実施結果は消防訓練及び避難訓練実施報告書を作成し保管する。

- 付帯事項 このマニュアルは、令和 4年 4月 1日から実施する。
- 付帯事項 このマニュアルは、令和 5年 4月 1日から実施する。
- 付帯事項 このマニュアルは、令和 5年10月 1日から実施する。
- 付帯事項 このマニュアルは、令和 6年 4月 1日から実施する。
- 付帯事項 このマニュアルは、令和 6年 5月 1日から実施する。
- 付帯事項 このマニュアルは、令和 6年 6月 1日から実施する。

別表 2

自主検査表（定期）

実施項目		確認箇所		確認結果
建物構造	(1) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	(2) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。		
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。		
	(4) 外壁・ひさし	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
避難施設	(1) 避難通路	①避難通路の幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる物品等を置いていないか。		
	(2) 階段	階段室に物品が置かれていないか。		
	(3) 避難階の避難口	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。		
火気設備器具	(1) 厨房設備	①可燃物からの保有距離は適正か。 ②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。		
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。		
電気設備	電気器具	①コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ②タコ足の接続を行っていないか。 ③許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
その他	危険物	①容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ②危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ③整理掃除状況は適正か。		
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
_____	年 月 日	_____	年 月 日	
_____	年 月 日	_____	年 月 日	

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。
 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

